参考資料５

○久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例

平成22年３月23日

条例第15号

改正　平成30年３月９日条例第３号

（設置）

第１条　久喜市情報公開条例（平成22年久喜市条例第12号。以下「公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び久喜市個人情報保護条例（平成22年久喜市条例第13号。以下「保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　審議会は、公開条例第２条第１項及び保護条例第２条第４号に規定する実施機関の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、答申する。

(1)　情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項

(2)　保護条例の規定による実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事項

２　審議会は、保護条例の規定により実施機関が審議会に報告することとされた事項の報告を受けるものとする。

３　審議会は、前２項に規定する事項のほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について調査審議し、市長又は実施機関に対し意見を述べることができる。

（組織）

第３条　審議会は、委員10人以内で組織する。

２　委員は、公募による市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（意見聴取等）

第５条　審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係実施機関の職員等の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第６条　審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成22年３月23日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成11年久喜市条例第４号）、菖蒲町情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成14年菖蒲町条例第21号）、栗橋町情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成13年栗橋町条例第31号）又は鷲宮町情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成12年鷲宮町条例第27号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附　則（平成３０年３月９日条例第３号）抄

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。